

令和 8 年 4 月 10 日

お客さま 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

広島県信用組合（理事長 深山春幸）では、令和 3 年に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「令和 8 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記の取組を実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定**最終振出期限：令和 8 年 9 月 30 日(水)**

- ・手形・小切手の最終振出期限を令和 8 年 9 月 30 日(水)に設定します。
- ・最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了**終了日：令和 8 年 9 月 30 日(水)**

- ・当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を令和 8 年 9 月 30 日(水)をもって終了いたします。
- ※入金先の口座は、当座預金のほか、普通預金、定期預金等の各種預金を含みます。
- ※当組合を支払地とする手形・小切手は、引き続き受付可能です。

3. 自己宛小切手の発行終了**終了日：令和 8 年 9 月 30 日(水)**

- ・自己宛小切手（当組合振出小切手）の発行を終了します。なお、発行済みの自己宛小切手の預金口座への入金は継続します。

4. 手形・小切手の全面的な電子化に伴う代替手段のご案内**手形をご利用のお客さま**

手形に代わる決済手段として「ケンシンでんさいネットサービス」のご利用を推奨しております。

「でんさい」とは、「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、「ケンシン法人向けインターネットバンキング」のご利用を推奨しております。

また、小切手を振り出すことなく、当組合所定の払戻請求書による当座預金からの払出もご利用いただけます。

以上

【お問い合わせ先】

広島県信用組合 業務部 TEL：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土・日・祝日を除く）

